

世帯

例

個人事業主

個人事業主の配偶者

- ・個人事業主
- ・個人住民税所得割課税者

- ・配偶者の事業専従者
- ・年間給与100万円以下
- ・所得税、個人住民税ともに非課税



税法上 専従者は扶養できない

✓ 定額減税の対象

1人(本人) × (所得税 3万円 + 住民税 1万円)
= 4万円

- ✓ 所得税、住民税ともに課されない
⇒ 本人は定額減税の対象外
- ✓ 事業専従者
⇒ 配偶者の定額減税においても扶養親族等とならない

✓ 個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

⇒ **配偶者** が不足額給付2の給付対象となる